

訴 状 (記者レク配布用)

平成29年8月29日

熊本地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 徳 田 靖 之

外38名

当事者の表示

原 告 別紙「原告目録」記載のとおり
原告ら代理人 別紙「代理人目録」記載のとおり
被 告 別紙「被告目録」記載のとおり

国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金60万0000円

貼用印紙額 金6000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告らに対し、それぞれ金10万円及びこれに対する本訴状送達日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

目次

| | | |
|----|---|----|
| 第1 | はじめに | 3 |
| 1 | 当事者 | 3 |
| 2 | 本件事案の概要 | 3 |
| 第2 | 菊池事件は、再審のうえ無罪が言い渡されるべき事件であること | 4 |
| 1 | 菊池事件の概要と死刑執行に至る経過 | 4 |
| 2 | 特別法廷での審理の違憲性と再審事由 | 6 |
| 3 | 新証拠により事件本人の無実は、明らかであること | 11 |
| 第3 | 検察官の再審請求権限の不行使が国家賠償法上違法であること | 14 |
| 1 | 検察官の再審請求権限行使の羈束性 | 14 |
| 2 | 特別法廷の違憲性と検察官の再審請求義務 | 17 |
| 3 | 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」における検察官の被害回復義務 | 17 |
| 4 | 本件における検察官の再審請求権限の不行使が国家賠償法上の違法となること | 18 |
| 第4 | 原告らの被害 | 19 |
| 1 | ハンセン病隔離政策の被害の特徴と原告らの被害回復請求権 | 19 |
| 2 | 原告らの損害 | 21 |
| 第5 | 結語 | 21 |

請 求 の 原 因

第 1 はじめに

1 当事者

原告らは、国のハンセン病隔離政策により、ハンセン病療養所に長年にわたって隔離収容されるとともに、差別・偏見を受けるべき地位に置かれるという被害を受けた者であり、国に対し、その被害の回復を求める請求権を有する者である。

2 本件事案の概要

平成24年11月7日、原告らを構成員とする全国ハンセン病療養所入所者協議会、「らい予防法」違憲国賠訴訟全国原告団協議会及び国立療養所菊池恵楓園入所者自治会の3団体（以下、「要請人ら」という。）は、熊本地方検察庁を通じ、検事総長に対し、藤本松夫（以下、「事件本人」という。）に対する殺人等被告事件について確定した死刑判決に対し、刑事訴訟法439条1項1号に基づき再審請求するよう要請（以下、「本件要請」という。）した（甲1）。要請人らは要請書を提出した後も、検察庁に働きかけを続け、平成25年6月14日には、要請書補充書を提出するなどした（甲2）。また、要請人らの働きかけにより、最高裁判所事務総局は、平成28年4月25日、「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」（甲3）を公表し、同時に最高裁判所裁判官会議談話（甲4）も発表された。

しかしながら、本件要請に対し、平成29年3月31日、検事総長は、再審請求しないと決定した旨を明らかにした（甲5, 6）。

本件は、当該再審請求をしないという決定は、検察官に課せられた再審請求権行使義務に違反するものであり、そのことによって原告らが精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求める事案である。

第2 菊池事件は再審のうえ無罪が言い渡されるべき事件であること

1 菊池事件の概要と死刑執行に至る経過

(1) 菊池事件の発生から逮捕に至るまでの経過

ア 事件本人に対する入所通告

昭和22年(1947年)12月、熊本県における無らい県運動が進む中、熊本県S村の衛生係であった被害者は、熊本県の担当者から村の住民である事件本人らがハンセン病患者である旨を知らされ、その指示に従い、事件本人らハンセン病患者の現況調査を行い、これを県に報告した。これを受けて県は、事件本人の強制収容を決定し、昭和26年(1951年)1月、熊本県衛生部長は、事件本人に対し、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園に入所するように通告した。通告を受けた事件本人やその親族らは、熊本大学皮膚科その他多数の診療所を訪ね、ハンセン病ではない旨の診断を得て、撤回を迫ったが、菊池恵楓園の医務課長は、事件本人らの訴えを無視し、なお事件本人の収容を敢行する旨通告した。

イ 第1事件の発生

こうした事態に事件本人やその親族らは、事件本人がハンセン病であると県に通告したのは被害者であるとして、非難するところとなり、小さな山村において、両者の対立が、村中の住民の関心事となっていた。その矢先の昭和26年(1951年)8月1日午前2時頃、被害者宅にダイナマイトが投げ込まれ、被害者とその二男(当時4歳)が負傷するという事件が発生した。その2日後、警察は、確たる証拠もないままに、否認する事件本人を殺人未遂罪で逮捕し、事件本人は起訴されるに至った。

昭和27年(1952年)6月9日、事件本人が一貫して否認を続けていたにもかかわらず、懲役10年の有罪判決が下され、事件本人は直ちに控訴した。

ウ 第2事件の発生

判決から1週間後の昭和27年（1952年）6月16日、事件本人は、菊池恵楓園内の熊本拘置支所から逃走した。

警察は、事件本人が地元に着るものとみて厳戒していたところ、逃走から3週間後の同年7月7日午前7時頃、S村の山道上で、被害者が全身20数箇所切創、刺創を負って死亡しているのが発見された。警察は、犯人を事件本人と断定し、村中の捜索がなされた。

同年7月12日午前11時、事件本人は、犯行現場近くの小屋にいるところを発見され、単純逃走、殺人の容疑で逮捕された。逮捕の際、逮捕にあたった警察官は、必要性がないにもかかわらず、けん銃を発砲し、事件本人は右腕に複雑骨折と大量の出血を伴う重傷を負った。

なお、同小屋からは、草刈り鎌が発見され、領置されている。

（以下の記述については、第2事件を「菊池事件」という。）。

（2）菊池事件の公判及びその後の経過

ア 第1審から上告審までの経過

事件本人は、昭和27年（1952年）8月2日、単純逃走罪で起訴された。同年10月9日、最高裁判所は、裁判所法69条2項に基づき、国立療養所内で裁判をすることを認可する旨の決定を行った。いわゆる特別法廷の設置決定である（以下、裁判所法第69条第2項によって裁判所外で開廷された法廷を「特別法廷」という。）。

同年10月30日に第1回公判が行われ、同年11月22日には殺人罪で追起訴がなされた。

その後第6回まで公判が行われたが、第1回公判から第4回公判までは菊池恵楓園内で、第5回公判以降は恵楓園の隣接地に開設された熊本刑務所菊池医療刑務支所内で開かれ、昭和28年（1953年）8月29日第6回公判において、死刑判決が下された。

同年9月2日、事件本人は福岡高等裁判所に控訴した。控訴

審においては、昭和29年（1954年）1月28日から同年10月15日まで6回の審理・実地検証（逮捕現場）を経て、同年12月13日に控訴棄却判決がなされた。控訴審は全て菊池医療刑務支所内の特別法廷において行われた。

昭和30年（1955年）12月27日に事件本人は最高裁判所に上告したが、昭和31年（1956年）4月13日、昭和32年（1957年）3月22日の口頭弁論を経て、同年8月23日上告棄却判決がなされ、その後の判決訂正申立の棄却を経て、第1審の死刑判決が確定することとなった（以下、「本件確定判決」という。）。

イ 再審の経過

昭和32年（1957年）10月2日、第1次再審請求がなされたが、昭和34年（1959年）12月17日に棄却された。

昭和35年（1960年）12月20日、第2次再審請求がなされたが、昭和36年（1961年）3月24日に棄却された。同年4月に即時抗告、7月に特別抗告をしたが、それぞれ棄却された。

昭和37年（1962年）4月23日、第3次再審請求がなされたが、同年9月13日に棄却された。

ウ 死刑の執行

事件本人は、第3次請求が棄却された翌日である昭和37年（1962年）9月14日、福岡拘置所において死刑の執行を受けた。

2 特別法廷での審理の違憲性と再審事由

(1) 菊池事件における審理の状況

ア 菊池事件については、前述のとおり、その公判は、終始、隔離施設である国立ハンセン療養所菊池恵楓園ないし菊池医療刑務所支所内での「特別法廷」で開かれている。

イ そのうえで、公判に臨んだ裁判官、検察官、弁護人は、予防

衣と呼ばれる白衣を着用し、証拠物は箸で扱われるといった対応がとられている。

ウ 一審の第2回公判では、殺人罪についての罪状認否が行われたが、事件本人が明確に公訴事実を全面的に争って無罪を主張しているにもかかわらず、弁護人は、「何も申し上げることはない」との意見を述べたうえで、検察官が証拠調請求した罪体に関する80点を超える証拠のすべてに同意している。

(2) 菊池事件の「特別法廷」での審理は、憲法31条、憲法14条に違反すること

ア 菊池事件の法廷では、裁判官をはじめとして検察官、弁護人らが予防衣を着用し、証拠物を箸で扱う等の対応がなされている。

イ これらの対応は、ハンセン病に対する偏見に基づく差別的な取扱いであり、憲法14条、31条に違反するものである。

ウ 最高裁判所事務総局は、平成28年4月25日、「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」（甲3）を公表し、同日、最高裁判所裁判官会議は、当事者がハンセン病に罹患しているという事実だけで裁判所外における開廷の必要性を認定して、開廷場所の指定を行うという定型的な運用を行ってきたことにつき、「長きにわたる開廷場所の指定についての誤った差別的な姿勢は、当事者となられた方々の基本的人権と裁判というものの在り方を揺るがす性格のものでした」として、その責任を認めたとうえで、「ハンセン病に罹患された患者・元患者の方々はもとより、ご家族など関係の方々には、・・・心からお詫び申し上げます」と謝罪した。

同報告書は、「特別法廷」について、「合理性を欠く差別的な取扱いであった」こと（これは憲法14条違反という趣旨であることを事務総長が認めている）を自認している。

(3) 「特別法廷」は、憲法37条1項、憲法82条1項に違反する

こと

ア 憲法 37 条 1 項は、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の公開裁判を受ける権利を有する」と規定し、憲法 82 条 1 項は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と規定している。

菊池事件の公判が開かれた菊池恵楓園や菊池医療刑務支所は、一般人の立入が禁止された隔離施設であり、このような施設で開廷された法廷は、公開裁判を受ける権利を保障した憲法 37 条 1 項、憲法 82 条 1 項に違反することが明らかである。

イ 最高裁判所は、裁判所法 69 条 2 項に基づいて、菊池事件を「特別法廷」で審理することを認可したものであるが、最高裁判所によれば、同法 69 条 2 項にいう「必要と認めるとき」とは、「被告人が極めて長期間の療養を要する伝染病疾病の患者であって、裁判所に出頭させて審理することが不可能ないし極めて不当など、真にやむを得ない場合に限られる」と解釈されている。

ところが、ハンセン病がこのような疾病でないことは、「明治 30 年の第 1 回国際らい会議以降一貫して医学的に認められてきた」（熊本地判平成 13 年 5 月 11 日判時 1748 号 30 頁。以下「平成 13 年熊本地裁判決」という。）のであり、昭和 28 年（1953 年）に制定された「らい予防法」15 条 1 項 2 号においてすら、「法令により国立療養所外に出頭を要する場合であって、所長がらい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたとき」には、外出できると定められ、そうした「法令による場合」として、「刑事訴訟法に基づいて出頭を求められた場合」が、これに相当するとされていた（昭和 28 年 9 月 16 日厚生省事務次官通知「らい予防法の施行について」）のである。

したがって、菊池事件を「特別法廷」で審理したことは、例外を認めた裁判所法 69 条 2 項に反するものであり、そのこと

は、このような「法廷」で審理することを憲法 37 条 1 項、82 条 1 項の例外として認めてはならないということの意味することに外ならないから、結局のところ、憲法 37 条 1 項、憲法 82 条 1 項に違反することとなる。

なお、平成 28 年 4 月 25 日に公表された最高裁判所事務総局による「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」（甲 3）は、「特別法廷」を憲法 37 条 1 項、82 条 1 項に違反しないとしているが、このような見解が誤りであることについては、追って準備書面において詳述することとする。

- (4) 菊池事件の第一審における弁護人の訴訟活動は憲法 37 条 3 項に違反するものであり、これを看過して審理がなされたことは憲法 31 条に違反するものであること

前述のとおり、菊池事件の第一審における弁護人は、被告人が公訴事実を否認して無罪を主張しているにもかかわらず、これを無視して「何も言うことはない」等と述べたうえで、検察官請求証拠のすべてを同意する等という訴訟活動を行った。

かかる行為は、資格を有する弁護人による実質的弁護を受ける権利を侵害されたというべきものであって、これを看過したまま進められた審理は、憲法 37 条 3 項、31 条に違反するものである。

- (5) 憲法違反の手続によって刑事裁判手続がなされたことが再審事由となること（以下、「憲法的再審」という。）

ア 刑事訴訟法 435 条は、憲法違反の審理が行われたことを再審事由としては挙げていない。

しかしながら、同法 435 条の掲げる再審事由は限定的であって憲法違反の手続によってなされた有罪判決であることが明らかになった場合であっても、明文の規定がない以上、再審を許さない趣旨であると解釈することは、以下に述べる理由から明らかに誤りである。

イ 第 1 は、同法 435 条に明文の規定がないことが、憲法的再

審を許さない理由とはならないということである。

このことは、いわゆる「高田事件」において、いわゆる「憲法的免許訴事由」を認めた最大判昭和47年12月20日（刑集26巻10号63頁）の判示からも明らかである。

同判決によれば、「憲法37条1項の保障する迅速な権利をうける権利は、憲法の保障する基本的な人権の一つであり、・・・個々の刑事事件について、現実に右の保障に明らかに反し、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利を害されたと認められる異常な事態が生じた場合には、これに対処すべき具体的規定がなくても、もはや当該被告人に対する手続の続行を許さず、その審理を打ち切るという非常救済手段がとられるべきことをも認めている趣旨の規定であると解する」とされているのであり、明文の規定がなくとも、憲法の保障に明らかに反して、被告人の権利が害されたと認められる場合の非常救済手段として、憲法の規定による免許判決を言い渡すことができることを明らかにしている。

ウ 第2の理由は、刑事訴訟法454条の非常上告制度の存在である。

同法454条は、「検事総長は、判決が確定した後その事件の審理が法令に違反したことを発見したときは、最高裁判所に非常上告をすることができる」と規定している。

事件の審理が単に法令に違反していることが発見された場合ですら、このような「非常救済手段」が認められているのに、事件の審理が憲法に違反していることが明らかになった場合には「非常救済手段」が存在しないというのは、憲法の最高法規性に照らして、ありえないというべきである。

エ 第3の理由は、同法が「憲法的再審」について明文の規定を置かなかつたのは、これを排除するという趣旨ではなく、このような事態が生じうると想定しえなかつたにすぎないと考えべきだということである。

すなわち、「憲法的再審」というのは、憲法遵守を義務付けられている捜査機関、司法機関が全うに職務を遂行していれば現実には容易に存在しがたい稀有な場合であるから、立法担当者ないし国会審議の場において、このような規定の必要性が認識されなかったと考えられるということである。

オ 第4の理由は、「非常救済手段」として「憲法的再審」を認める有力な学説の存在である。

すなわち、田宮裕『一事不再理の原則』（1978年、有斐閣）328頁は、「手続上の事実の誤認のゆえにデュープロセス違反の事態を惹起し、そのために本案についての事実誤認をきたしているときは、刑訴法435条6号をやや拡張的に解し、再審事由があるとしてもよい」としており、また、井戸田侃「上訴と再審」鴨良弼編『刑事再審の研究』（1980年、成文堂）244頁も、「単なる訴訟手続違背と思われるような場合であっても、それが直接・間接に確定判決の事実認定に影響を及ぼすべき場合も、証拠の新規性に含まれると考えなければならない場合がある」としている。

(6) 小括

以上から菊池事件における「特別法廷」での審理は、憲法37条1項・3項、14条、31条、82条1項に違反するものであり、このことは、刑事訴訟法435条6号の再審事由に該当するというべきであり、仮に、これが認められないとしても、憲法37条1項の規定による「非常救済手段」として再審が認められるべきである。

3 新証拠により事件本人の無実は、明らかであること

(1) はじめに

菊池事件について、事件本人が無実であり、いわゆる実体的再審事由が存在することの詳細については、検察庁に提出した要請書を引用しつつ、追って準備書面で詳述することとし、本項では、その概要を要約することにとどめる。

(2) 確定判決の事実認定の証拠構造とその脆弱性について

ア 確定判決の事実認定の証拠構造は、次のとおりである。

- ① 凶器とされる短刀により、被害者に対する殺傷行為は可能であること
- ② 同短刀は、犯行現場の近傍から発見されており、事件本人が所持していたと認定できること
- ③ 短刀から事件本人の指紋や被害者の血痕が検出されなかったことは、事件本人を犯人とすることと矛盾しないこと
- ④ 事件本人の着衣から被害者の血痕は発見されていないが、事件本人の所持していたタオルからは発見されていること
- ⑤ 事件本人が、犯行当日に大叔母や伯父に対して、犯行を自認していること
- ⑥ 事件本人が逮捕当初犯行を自供していること

イ これらの証拠が、極めて信用性に乏しく、その証拠構造が全く脆弱であることは、以下の事実から明らかである。

第1に、被害者は、全身20数カ所を鋭利な凶器で刺傷、切傷されており、死因は失血死とされているのであり、その凶器となった短刀や事件本人の着衣から被害者の血痕が発見されていないというのは、説明不可能だということである。

第2に、凶器とされた短刀は、事件発覚直後に本件犯行現場近くの小屋から警察によって発見、領置されたものとされているのに、小屋の所有者、法医学鑑定人に対して1ヶ月以上示されておらず、事件本人の取調においても呈示されていないということである。本件では、先ず、九州大学法医学室に鑑定嘱託がなされているが、その際に凶器として提示されたのは、逮捕時に事件本人が所持していた草刈鎌であり、短刀は全く提示されておらず、短刀が発見場所の小屋の所有者に呈示され、短刀の発見状況について実況見分が実施されたのは、発見されたとされる日から約50日後である。これらの事実は、凶器とされた短刀が後日に「用意」されたものであることを示唆している。

第3に、事件本人から、「自白」を聞いたとする親戚らの供述は、違法な証拠保全手続でなされたものであり、しかも、その内容は、その際に凶器を所持していたとするもので（このことは、後日、発見された短刀が凶器でないことを示している）あるうえ、その後に変遷を重ねており、信用性に乏しいということである。なお、これらの親戚らの供述は、全く反対尋問に晒されていない。

第4に、事件本人が所持していたタオルの血痕は、逮捕時の負傷した事件本人のもの（事件本人と被害者は、同じB型である）であり、これを被害者のものと認定することはできないということである。

第5に、事件本人の逮捕当日の「自白」なるものは、逮捕時の発砲により、右腕に重傷を負い、苦痛によって麻薬等の投与すら必要とされた状況下で作成されたもので、署名もなく、且つ凶器を草刈鎌であるとするもので、確定判決の認定する凶器とは全く異なる内容となっており、任意性も信用性もない自白に基づいて認定されているということである。

(3) 確定判決の不当な事実認定は、「特別法廷」における異様な審理によってもたらされたものであること

ア 以上のような確定判決の事実認定の脆弱性は、「特別法廷」という密室において、証拠物を箸で扱う等というハンセン病に対する偏見・差別の下に、「弁護不在」という事態が重なって、事件本人は犯人に相違ないという先入観がもたらしたものであって、およそ裁判の名に値しないものという外はない。

イ 同事件においては、まさにデュープロセス違反が、重大な事実誤認を招いたというべきである。

(4) 新証拠によって事件本人の無実は明らかであること

ア 以上に加えて、要請人らは、いわゆる新証拠として、山本啓一教授による法医学鑑定書を検察庁に提出しており、同鑑定書においては、以下の事実が明らかにされている。

- ① 凶器とされた短刀によっては、被害者の刺切傷のすべてを説明することはできないこと
 - ② 短刀を凶器であるとする法医学鑑定書の鑑定手法に重大な瑕疵があること
 - ③ 被害者の刺傷創の状況から事件本人の着衣に大量の血痕の付着が認められないことは極めて不自然であること
- イ したがって、こうした新証拠によって、事件本人が無実であることは、確定的に明らかになったというべきである。

第3 検察官の再審請求権限の不行使が国家賠償法上違法であること

1 検察官の再審請求権限行使の羈束性

(1) 再審の意義と再審請求権者

再審とは、確定判決に対し主として事実認定の不当を救済するために認められた非常救済手続であり、これにより、有罪の言渡を受けた者は、誤った事実認定に基づく刑の執行から解放されるとともに、誤った裁判により生じた被害を回復することが可能になる。

そして、刑事訴訟法439条は、検察官（同条1項1号）、有罪の言渡を受けた者（同2号）、有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人（同3号）、有罪の言渡を受けた者の遺族（同4号）に再審請求権を付与している。

(2) 検察官が再審請求権者とされていることの意義と羈束性

刑事訴訟法439条1項柱書は、「再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。」と規定し、再審請求権者には、再審請求するか否かにつき、裁量が認められる。

しかし、再審請求権者のうち、検察官に再審請求権限が認められているのは、誤った裁判を是正することにより有罪の言渡を受けた者の被害を回復して公益の代表者として公益を図るためである（検察庁法4条）。

この意味で、検察官に与えられた裁量の範囲は、他の再審請求

権者とは異なる。すなわち、検察官は、再審請求を行うべき事情が判明した場合には、速やかに公益の代表者として再審請求権限を行使しなければならないのであって、その裁量は他の再審請求権者と比較して狭く、一定の場合には裁量はなくなり、再審請求権の行使が義務付けられる（再審請求における羈束性）。具体的には、「検察官が公訴提起後に入手したある証拠が、これを含めて各種の証拠を再度総合勘案した場合に、合理的な判断過程により被告人に有罪と認められる嫌疑があるとはいえないことが明らかとなるものであるとき、公益の代表者である検察官としては、公訴を取り消すか、裁判所に右証拠を顕出してその判断を受けなければならない」（仙台地判平成3年7月31日判時1393号19頁。いわゆる松山事件国賠第1審判決。）。そして、この判決の判断は、刑事裁判が確定した後であっても妥当する。

（3）検察官の再審請求権行使義務の発生根拠

ア 要請人らが証拠を提出して事件本人に有罪と認められる嫌疑がないことを明らかにしていること

既に述べたとおり、平成24年11月7日、再審請求要請書により検察官が再審請求権限を行使するよう要請がなされ、その後、要請書の補充書及び菊池事件の被害者の損傷状況に関する鑑定書も提出されている。

そうすると、検察官が既に入手している他の証拠と併せて本件新証拠を検討すれば、事件本人が犯人ではないこと、つまり合理的判断過程により事件本人に有罪と認められる嫌疑がないことは明らかである。

したがって、菊池事件においては、検察官に再審請求するか否かについての裁量はなく、再審請求権の行使が義務付けられる。

さらに、菊池事件においては、以下に述べるような事情が存在するから、検察官の再審請求に対する裁量の余地は存在せず、再審請求権行使が義務付けられることは明らかである。

イ 再審請求権を行使できる者が検察官しかないこと

再審請求権者のうち、検察官以外の者が存在している場合には、これらの者が自ら再審請求することで、その被害の回復を図ることが可能である。

しかし、有罪の言渡を受けた者やその遺族らが亡くなるなどして再審請求権を行使することができない場合には、有罪の言渡を受けた者の被害の回復を図ることができるのは検察官のみである。

菊池事件においては、事件本人は死刑が執行され、再審請求権を行使できない状況にある。そして、その遺族も、国が作出・助長したハンセン病に対する根深い差別と偏見によって再審請求を行うことができない状況にある。

したがって、再審請求により事件本人の被害を救済できる者は検察官のみである。

ウ 確定判決を維持することで看過できない不利益が生じること

確定判決に合理的疑いが残ると判断すべき状況が生じ、確定判決を維持することにより公益及び有罪の言渡しを受けた者に対し看過できないほどの不利益が生じる場合には、検察官が再審請求権限を行使して有罪の言渡を受けた者の被害を回復することが必要不可欠である。

菊池事件においては、検察官が再審請求を行わなければ、ハンセン病に対する差別と偏見に基づいてなされた憲法違反の裁判が放置されることになる。また、事件本人は、本件確定判決により死刑が執行されているから、誤判により無辜の事件本人を死刑に処したという国家による殺人とも言うべき状況をも放置することになる。

したがって、菊池事件においては、確定判決を維持することにより看過できないほどの不利益が生じることは明らかである。

2 特別法廷の違憲性と検察官の再審請求義務

(1) 憲法尊重擁護義務

ア 憲法98条は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定する。

ここにいう国務に関するその他の行為とは、「国権の作用ないし公権力作用と関係をもつ個別具体的な公法上の行為を指すものと解すべき」とされている（百里基地訴訟における水戸地判昭52年2月17日判時842号22頁）。

したがって、刑事事件の判決が国務に関するその他の行為に該当することは、争う余地がない。

イ そのうえで、憲法99条は、公務員に対し、「この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」と規定している。

(2) 検察官の再審請求義務

したがって、公益の代表者である検察官には、憲法に違反した審理がなされたことを知った場合において、その違憲状態を解消するために、自らに与えられた権限を行使すべき職務上の義務があるということになる。

刑事訴訟法において、確定した判決に対して再審請求をなしうる権限を有する公務員は検察官のみであるから、こうした職務上の義務の不履行は、憲法98条、99条に違反することになると言うべきである。

3 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」における検察官の被害回復義務

(1) ハンセン病問題基本法

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号、以下「ハンセン病問題基本法」という。）は、その前文において、「国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている」と規定

している。

そのうえで、第3条1項は、基本理念として、「ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行わなければならない」と規定し、これを受けて、第4条では、「国は、前条に定める基本理念にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めている。

(2) ハンセン病問題基本法に基づく検察官の再審請求義務

ハンセン病患者に対する「特別法廷」は、国の隔離政策の一環としてなされたものであり、国は、「特別法廷」によって侵害された被害を回復するための施策を実施すべき責務を負うところ、こうした施策としては、再審手続により、「特別法廷」の違憲性を明らかにして、確定判決を無効とする以外にはありえない。

特に、菊池事件においては、ハンセン病患者に対する偏見・差別に基づき、「特別法廷」での審理・判決がなされたうえ、このような偏見・差別は是正されることなく、最終的には、事件本人の死刑が執行されている。すなわち、菊池事件においては、ハンセン病患者とされた事件本人の人権は、まさに根こそぎ奪われたのであり、検察官はこれを是正する極めて高度の義務を負っているのである。

したがって、国家公務員として、唯一、再審請求権限を有する検察官は、ハンセン病問題基本法により、再審請求権限を行使すべき職務上の義務を負っているのであって、その不行使は、国賠法上の違法となることが明らかである。

4 本件における検察官の再審請求権限の不行使が国家賠償法上の違法となること

(1) 本件においては、検察官に、再審請求権限を行使することが職

務上求められていること

ア 以上に述べたところを要約すれば、以下のとおりとなる。

- ① 刑事訴訟法439条1項1号が検察官に再審請求権限を付与したのは、公益の代表者として、有罪の言渡を受けた者の被害を回復して公益を図るためであり、再審請求を行うべき事情が判明したときには、速やかに再審請求権限を行使すべき職務上の義務を負っている。
- ② 検察官のかかる権限行使義務は、本件においては、事件本人に有罪と認められる嫌疑がないことが明らかであること、他に再審請求をなしうる者が存在しないこと並びに公益及び有罪の言渡を受けた事件本人に看過できない不利益を生じさせることからして、裁量の余地のない義務となる。
- ③ 加えて、本件は、ハンセン病隔離政策の一環として、「特別法廷」において、憲法の諸規定に違反して審理されたものであるから、憲法擁護義務を負う検察官は、再審請求権限を行使して、本件について再審開始に努める職務上の義務を負っている。
- ④ さらに、ハンセン病問題基本法により、ハンセン病隔離政策によって受けたハンセン病患者らの被害回復義務を負う検察官は、再審請求権限を行使して、本件について再審開始に努める職務上の義務を負っている。

イ したがって、これらの職務上の義務に違反して、本件について再審請求権限を行使しないことは、国家賠償法上の違法となるというべきである。

第4 原告らの被害

1 ハンセン病隔離政策の被害の特徴と原告らの被害回復請求権

(1) ハンセン病隔離政策の被害の特徴

ア わが国のハンセン病隔離政策とその法的根拠となった「らい予防法」を憲法違反とした平成13年熊本地裁判決は、隔離政策に

よってハンセン病の患者であった者らが受けた被害を、

① ハンセン病療養所に隔離されるべき地位に置かれた被害

② 差別・偏見にさらされ続ける地位に置かれた被害

と要約している（平成13年熊本地裁判決105頁以下）。

イ 前掲の「特別法廷」における最高裁判所事務総局の調査報告書（甲3）は、その結論として、「このような誤った指定の運用が、ハンセン病患者に対する偏見・差別を助長することにつながるものになったこと・・・を深く反省し、お詫び申し上げます」と述べている（同書59頁）。

同じく、最高裁判所裁判官会議談話（甲4）では、そのお詫びが「特別法廷」で審理を受けた当該当事者だけではなく、「ハンセン病に罹患された患者・元患者の方々はもとよりご家族など関係の方々」に向けられており、「特別法廷」における審理が、ハンセン病患者・元患者に対する差別・偏見を助長することにつながったことを認めている。

（2）原告らの被害回復請求権の法的権利性について

ア 平成13年熊本地裁判決は、国の隔離政策を憲法13条に違反するものであると判示している。

このことは、その被害を受けた原告らの人格権、幸福追求権が侵害されたということの意味するのであり、原告らが回復を求める権利は、憲法13条に由来することとなる。

イ 民法723条は、他人の名誉を毀損した者に対して、裁判所は、損害賠償とともに名誉を回復するに適切な処分を命じることができると定めており、憲法13条に違反して、差別・偏見にさらされる被害を受けた者らは、この規定に従って、その被害を回復するために適切な処分を求める権利を有するといふべきである。

ウ 「ハンセン病問題基本法」が、国に、原告ら被害者に対する被害回復義務を課したのは、かかる被害者からの被害回復請求権を、加害者としての国が可能なかぎり保障して、その被害回復に努めるべきことを明らかにしたものである。

エ 原告らが、検察官に対して、「特別法廷」が憲法違反であるとして、再審請求権限を行使するよう請求する権利は「特別法廷」によって助長されるに至った原告らに対する差別・偏見を解消するための被害回復請求権に基づくものであり、かかる権利は、憲法13条、民法723条、ハンセン病問題基本法によって認められた法的保護に値する権利である。

2 原告らの損害

(1) 検事総長の再審請求しないとの決定について

要請人らによる再審請求要請に対し、検事総長は、平成29年3月31日、再審請求権限を行使しないことを明らかにした。

(2) 原告らの精神的苦痛について

原告らは、検事総長の同決定により、「特別法廷」の継続により受けた被害の回復を求める権利を侵害されたものであり、その精神的苦痛に対して、慰籍料を請求する権利を有する。

その金額は、少なくとも、原告各自について金10万円を下ることはない。

第5 結語

以上から、原告らは、被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、請求の趣旨記載の請求に及んだものである。

証 拠 方 法

別紙証拠説明書(1)記載のとおり

添 付 書 類

- | | |
|----------|-------|
| 1. 訴状副本 | 1 通 |
| 2. 証拠説明書 | 2 通 |
| 3. 甲号証写し | 各 2 通 |
| 4. 訴訟委任状 | 6 通 |

以 上